

第2章 安全 人と自然が調和した 安全なまち

■ 施策体系



1 豊かな自然の保全・活用

(1) 緑に関する取り組みの総合的な推進

[施策の方針]

- 公園整備を進めるとともに、市民と行政の連携による緑の保全・創出を積極的に進め、四季の変化や眺望、自然とのふれあいを楽しむことができる緑豊かなまちづくりに努めます。

[現状と課題]

- 加古川流域、千鳥川流域、東条川流域の各平野、中央部の丘陵と段丘、北東部の山地で構成され、全体として豊かな田園地帯を形成しています。
- のどかな田園環境、加古川、東条湖、三草山などの自然資源のほか、播磨中央公園、やしろの森公園などが整備され、緑豊かな環境に包まれています。
- 自然環境を市民と行政の連携によって保全し、活用することが望まれます。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
公園緑地の保全・整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●やすらぎ、地域交流、非常時の活用を視野に入れた公園・緑地の整備 ●地域住民の主体的な公園緑地の管理や運営
緑のネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●水と緑のネットワークの構築 ●市民の散策や憩いの場、観光資源、災害時の避難路の整備 ●観光客、来訪者を意識したイベントなどの実施

[主要事業]

- 都市公園等の整備事業 ●都市公園等の維持管理 ●アドプト[※]推進事業

※アドプト

地域住民や事業者などが、道路、公園、河川などの公共空間を管理し、維持していく活動。

(2) 多様な生物の生息空間や水辺環境の保全と創造

[施策の方針]

- 生態系に配慮した水辺の保全と育成を地域の人々の参加により進め、身近でうるおいのある魅力的な水辺環境の創出に努めます。

[現状と課題]

- 市域には、加古川、東条川、千鳥川などが流れており、さまざまな水生生物が生息していますが、治水目的の河川改修が進み、生息空間が失われつつあります。
- 播磨中央公園、やしろの森公園、清水・東条湖・立杭の自然公園などの大規模な公園があり、多様な生物の生息空間となっています。
- 失われつつある自然環境の回復や良好な自然環境の保全により、多様な生物の生息空間や水辺環境を守っていくことが求められます。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
多様な生物の生息空間の保全・創造	<ul style="list-style-type: none"> ●河川、水路、ため池、里山、自然林など生物の生息空間の保全 ●公共施設の緑地、緑道、街路樹などを活用した自然の創造と保護 ●里山の保全と地域や世代間の交流の場としての活用
自然に配慮した河川環境の創造	<ul style="list-style-type: none"> ●多自然型工法[※]の導入 ●自然に配慮し、人や生きものにやさしい河川改良 ●生物の生息環境や水質の保全とビオトープ[※]の創造 ●市街地の水辺、街路樹、公園などと山の緑との連続性の確保 ●協働と参画による水辺の利用と管理 ●河川、水路、ため池などの水辺空間を活用した親水公園や周辺環境の整備と維持管理 ●公共施設などのせせらぎの整備 ●めだかの住める親水空間の整備と地域による維持管理

※多自然型工法

当初は人為によるが、その後自然の遷移の力を利用し、本来の生物の良好な生育環境と自然景観を保全または創出する工法。

※ビオトープ

本来、生物が互いにつながりをもちながら生息している空間を示す言葉であるが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指している場合もある。

[主要事業]

- 自然に配慮した河川改良事業

2 環境にやさしい暮らしづくり

(1) 環境衛生の充実

[施策の方針]

- 清潔で快適なまちをめざし、自然環境への影響に配慮しながら、害虫駆除を実施するとともに、ペットの飼育や不法投棄防止などについての啓発を推進します。
- 道路や河川の清掃を実施するとともに、クリーンキャンペーンなど、市民、地域団体と連携したまちの美化・環境活動を促進します。

[現状と課題]

- 道路や河川の草刈りなど、地域住民自らの手により生活環境が維持・改善されています。
- ペットのふんの後始末や野焼きなどの生活に密着した問題が頻発しています。マナーの向上に関する啓発活動や地域でよりよい環境保全のための話し合いなどを通して、市民一人ひとりの環境衛生に対する意識の向上に努めていく必要があります。
- 公園や公衆用トイレなどの身近な施設の管理や、高齢のためにごみ出しが困難な市民が増えつつある問題などへの対応について、市民と行政が協働で取り組んでいく必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
環境美化などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の自主的な環境美化活動と支援 ● ごみのポイ捨て防止やペットのふんのもち帰りなどの啓発
環境衛生対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健衛生推進協議会の活動支援 ● ごみステーションの適切な維持管理
衛生対策などの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 病原菌などを媒介するハエ、蚊、ねずみなどの駆除 ● 自治会を中心とした水路や道路側溝、空き地などの衛生管理の推進
人と動物の共生社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物の飼い主の義務と責任についての啓発 ● 飼い犬登録や狂犬病予防注射の促進
適正な墓地環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 墓地の設置や廃止に関する適正な指導

[主要事業]

- クリーンキャンペーン
- 河川清掃事業
- 不法投棄対策事業
- 空地指導管理対策事業
- 犬等対策事業
- 犬のふん害防止事業

(2) 環境汚染対策の充実

[施策の方針]

- 大気、水などの環境の保全に取り組み、公害のない快適な生活環境の確保をめざします。

[現状と課題]

- 豊かな自然環境を守り、快適な生活環境を維持することが望まれます。
- 河川をきれいにする取り組みが求められています。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
公害防止施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 各法令、県条例、加東市良好な環境の保全に関する条例遵守の指導 ● 環境に配慮した開発や環境負荷軽減対策の指導
水質汚濁の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 農薬などを対象とした水質検査 ● 地域による水質維持の促進
騒音・振動などの対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令に基づく届出などによる適切な指導 ● 地域住民の話し合いによる問題解決の促進

[主要事業]

- 良好な環境の保全事業
- 河川等水質検査
- 公害対策(騒音・振動・悪臭)



(3) 地球環境の保全に向けた取り組みの推進

[施策の方針]

- 地球規模の環境問題に関する取り組みを積極的に進め、環境への負荷の低減を図り、市民、事業者、行政が協働して、地球環境保全に貢献するまちをめざします。

[現状と課題]

- 地球温暖化、オゾン層^{*}の破壊、酸性雨など地球規模の環境保全に対応するため、地球環境への負荷の少ない持続型社会の構築が求められています。そのためには、市民、事業者、行政が主体的に、共に考え共に行動する必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修や自主学習を通じた地球環境保全意識の醸成 ● グリーン購入やエコマーク製品の購入推奨
環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球環境問題に関する学習活動や地域活動の支援 ● 市民の自主的な環境学習、地域や事業者などの環境学習への支援
環境基本計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本条例の制定 ● 環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的推進
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民生活における省エネルギー型ライフスタイルの普及 ● 事業者におけるエコオフィスや省エネルギー・省資源型生産活動の促進 ● 行政による率先行動としてのESCO事業[*]の実施 ● し尿、下水道汚泥、生ごみ、剪定枝など有機性廃棄物のバイオマス利用の検討 ● 低公害車の導入、地熱やソーラーエネルギー[*]、風力などの自然エネルギーの公共施設への導入の検討
環境マネジメントシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画に基づく環境保全に向けた取り組みの推進 ● 庁舎などの省エネルギー化の取り組み ● 環境に関する市民講師の育成と学校教育や幼児教育への講師派遣 ● 環境マネジメントシステム[*]による持続的な環境負荷の軽減

[主要事業]

- 環境啓発事業 ● 環境教育・学習事業 ● 環境基本計画策定・推進

※オゾン層

地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾンが豊富な層のこと。オゾンは酸素原子3個からなる化学作用の強い気体で、生物にとって、有害な太陽からの紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を担っている。

※ESCO事業

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。

※ソーラーエネルギー

地球に注がれている太陽の光・熱エネルギーのこと。地球に1分間に注がれている太陽エネルギーは、全世界の1年分のエネルギーに相当する。

※環境マネジメントシステム

企業や団体などの組織が環境方針、目的・目標などを設定し、その達成に向けた取り組みを実施するための組織の計画・体制・プロセスなどのこと。外部機関の定めた規格に基づいたシステムを採用し、また外部機関からの審査・認証を受けることで、効果的なシステムを運用できるとともに、社会的な評価を得ることができる。国際的な環境マネジメントシステム規格として、もっとも重要なものがISO 14001である。

※ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

※温室効果ガス

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇(地球温暖化)させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。これらの排出には、人間の生活・生産活動が大きく関与している。

※マイバック運動

自分の買い物袋をもって買い物をし、レジ袋を使わないようにする運動。

(4) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

[施策の方針]

- ごみを全く出さないゼロエミッション[※]の実現をめざし、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、リフューズ(Refuse:不要なものは受け取らない)、リユース(Reuse:何度も繰り返し使う)、リペア(Repair:修理して長く使う)、リデュース(Reduce:ごみになるものを減らす)、リサイクル(Recycle:資源として再生利用する)の5Rを積極的に推進し、ごみを出さないライフスタイルや事業活動により、循環型社会を推進します。

[現状と課題]

- 大量の資源やエネルギーの消費による資源の枯渇とともに、廃棄物処理に伴う温室効果ガス[※]の排出など、地球環境負荷の増大が大きな問題となっており、事業者や消費者の責任がこれまで以上に問われています。
- 分別やリサイクルなどの取り組みを行っていますが、より一層環境負荷を低減するため、リサイクル・省資源志向の循環型社会の構築が必要です。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
廃棄物の再生利用・再資源化(リサイクル)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●資源ごみの分別回収 ●地域における積極的な資源ごみの集団回収の支援 ●生ごみの自家処理(堆肥化)などの取り組みに対する支援 ●事業活動における廃棄物の再資源化の啓発
廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物のリサイクルを基調とした分別収集の普及啓発 ●民間委託や広域化を組み合わせたごみ処理施設などの計画的な整備 ●事業系ごみの事業者自らによる処理の徹底
廃棄物処理基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルの推進に伴う分別収集体制やごみ処理施設などの総合的・一体的な整備の検討 ●広域化による共同事業や民間を含めた連携の可能性の検討
ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理方法やごみ減量化のためのごみ処理手数料の見直し ●マイバック運動[※]など5R意識の向上と市民の実践行動の推進

[主要事業]

- ごみ資源化推進事業 ●廃棄物処理計画策定・推進 ●し尿処理事業
- ごみ処理施設整備事業 ●埋立処分場整備事業 ●残土処分場整備事業

3 交通安全・防火体制の充実

(1) 交通安全対策の推進

[施策の方針]

- 歩行者空間をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる人にやさしい交通空間の形成を図るとともに、交通安全意識の普及・啓発に努めます。

[現状と課題]

- 道路交通の量的拡大や生活形態の変化、高齢者ドライバーの増加などにより、今後も交通事故が多発する傾向は続くと予想されます。
- これまでにも交通安全に対するさまざまな取り組みを行ってきましたが、事故を防止し、被害者を少なくするためには、危険箇所の改善とともに、市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高める必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●カーブミラーや啓発看板の整備 ●道路の交通安全総点検による道路環境の整備と安全確保
交通安全の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全キャンペーンの実施と交通安全意識の高揚 ●飲酒運転撲滅に向けた取り組みの充実 ●幼児、児童生徒、高齢者など年齢に応じた交通安全教室の開催 ●市民の交通事故による災害に関する共済制度の推進
相談・指導業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●相談員の配置による交通事故抑止に向けた施策立案 ●市民の交通事故相談

[主要事業]

- 交通安全対策施設整備事業 ●交通安全指導事業 ●交通安全啓発事業
- 交通安全教育事業 ●交通災害共済事業 ●生活安全安心相談

(2) 消防・救急体制の充実

[施策の方針]

- 想定されるさまざまな災害に備えて、迅速かつ的確に対応できる消防体制の強化に努めます。
- 急増する救急需要に対応して、応急手当技術の市民への普及を図るとともに、救急体制の強化に努めます。

[現状と課題]

- 安全で安心な地域づくりに向け、初期予防として、防火に対する意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの自主防災組織の結成・促進を図る必要があります。
- 市街地の拡大などに伴い、建物の高層化や大規模化が進み、また、クルマ社会の進行や危険物の増加などにより火災も多様化する中、即応可能な消防体制が求められています。
- 消防施設・資器材の整備や適正な人員の配置に努め、消防力の強化を図る必要があります。
- 高齢化の進展や疾病構造の変化、交通事故の多発など、救急需要の増加や応急処置の拡大に伴い、救急・救助体制の強化を図る必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信指令業務の共同運用や消防救急無線のデジタル化への対応 ● 消防力の基準に基づく施設や体制の確保 ● 消防水利の充実 ● 多種多様化する災害に対応するための各種訓練の実施 ● 消防団組織の体制や設備の整備
救急・救助体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急救命士の養成や関係医療機関などとの連携と救急医療体制の充実 ● 新ガイドラインに基づく救命講習の実施 ● AED[※]の普及啓発や市民救命士の養成 ● 救助技術の研修や訓練の実施
火災予防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火管理者を通じた防火対象物の適正管理 ● 住宅用火災警報器の普及啓発 ● 危険物事故対策の推進

※AED

自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator: AED) は、心臓の心室細動の際に電気ショックを与え(電氣的除細動)、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

[主要事業]

- 消防団組織の強化
- 消防活動体制の充実・強化
- 救急・救助体制の充実・強化
- 応急手当の普及啓発
- 防火対象物の防火指導
- 危険物施設の防火指導
- 予防広報の充実

4 災害に強いまちづくり

(1) 防災・減災力の強化

[施策の方針]

- 地域防災の基本となる地域防災計画に基づき、災害から市民の生命と財産を守るため、防災施設・備蓄品などの整備、情報伝達体制の整備などを図るとともに、関係機関や自主防災組織などとの連携強化に努め、災害に強いまちづくりをめざします。

[現状と課題]

- 阪神淡路大震災や平成16年23号台風などの教訓を受けて、避難計画、災害時応援体制、防災備蓄体制などの整備を進めてきています。
- 災害発生時において被害を最小限に抑えるため、初動体制を早期に確立するとともに、災害対策本部の機能強化を進めるなど、さらに防災体制の充実を図る必要があります。
- 建物の耐震化の促進や災害に強い市街地形成など、防災基盤の整備を進める必要があります。
- 市民の防災意識の高揚や自主防災組織の充実など、地域の防災力を強化する必要があります。



[施策の展開]

基本事業	事業の内容
防災・危機管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の初動体制の整備 ●情報の伝達・収集体制の強化 ●避難所・避難路の確保、資器材や物資の備蓄体制の充実 ●関係団体などとの支援・応援協定の締結
防災基盤の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●CATVや携帯電話などを使用した緊急情報提供システム、防災無線などの情報通信システムの整備や充実 ●建物の耐震化促進やライフラインなどの防災構造化対策の推進
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●防災マップなどの啓発物の配布や地域防災訓練への参加の促進 ●地域の自主防災組織の育成・強化 ●災害時要援護者支援対策の推進
災害復旧体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者支援対策の充実 ●災害ボランティア活動が円滑に行える環境整備の推進 ●兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の加入促進
総合的な防災施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画、水防計画、国民保護計画[※]に基づく災害に強いまちづくりの構築

※国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体や指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練などに関する事項などを定める。

[主要事業]

- 防災組織体制の整備
- 防災備蓄体制の整備
- 防災通信体制整備事業
- 防災訓練
- 兵庫県住宅再建共済制度加入促進事業
- 地域防災計画策定・推進

5 防犯体制の強化

(1) 防犯対策の充実

[施策の方針]

- 警察、防犯協会やまちづくり防犯グループ[※]などと連携し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの防犯活動に取り組み、犯罪のない安全なまちをめざします。

[現状と課題]

- 地域の防犯活動として、まちづくり防犯グループが結成されており、地区の状況に応じた活動が展開されています。
- 犯罪件数の増加に対応するため、市民、地域、行政、警察が連携して、防犯活動をより強力に推進する必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
地域ぐるみの防犯活動の推進	● まちづくり防犯グループなどへの活動支援
防犯対策の啓発	● 暴力団追放運動や青少年の健全育成の推進 ● CATVや携帯電話による身近な防犯情報の提供や防犯知識の普及啓発 ● 通学路などの防犯パトロールの実施
防犯施設の整備	● 夜間の通行安全と犯罪防止のための防犯灯の設置 ● 防犯啓発看板の設置

[主要事業]

- まちづくり防犯事業 ● 防犯パトロールの実施 ● 防犯施設の整備



※まちづくり防犯グループ

単位自治会の区域または複数の単位自治会の区域(最大小学校区程度)を活動区域として、自主的に地域の安全まちづくり活動(パトロールなど)に取り組むグループ。

(2) 消費者擁護と自立の促進

[施策の方針]

- 複雑・多様化する消費者問題に対応して、消費者協会の活動や消費生活相談員における相談体制を充実し、被害者の予防や救済に努めます。

[現状と課題]

- 近年、販売方法の複雑化・多様化やインターネットショッピング[※]の普及など、新たな消費スタイルの出現、急速な高齢化の進展や規制緩和の動きが強まる中で、契約・解約などをめぐって、消費者と事業者との間のトラブルが増加する傾向にあります。
- 消費者教育、情報提供の充実や消費生活の安全の確保、自己責任の啓発などにより、自立した消費者の育成と消費生活の充実を図る必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
啓発・教育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者被害の救済や未然防止を中心とした啓発や教育の充実 ● 消費生活における環境問題への対応、製造物責任、商品選択における自己責任の啓発など自立した消費者の育成
自主的活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者グループなどの生活関連の課題に対する自主的な活動の促進 ● 食、健康、環境問題など消費者学習の推進
相談・指導事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活相談員コーナーによる相談体制の充実
消費者行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品の表示方法や実容量などの立入検査による消費生活の安全確保

[主要事業]

- 消費生活相談 ● 電気用品・消費生活用品・家庭用品立入検査
- 商品量目立入検査

※インターネットショッピング
インターネットを利用したショッピングサービスのこと。商品などの購入申し込みをインターネットを通じて行い、商品は宅配業者を使って届けられる。

